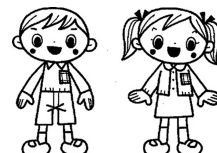




令和8年度 本巣市留守家庭教室のご利用案内



1. 留守家庭教室とは…

小学校の授業等の終了後及び長期休業期間において、保護者等が就労などにより昼間家庭にいないため、**家庭での保護を受けられない児童**に対し家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや生活指導を行うことにより、**児童の健全な育成を図ることを目的とした児童福祉施設**です。

2. 留守家庭教室の名称と所在地

留守家庭教室 の名称	所 在 地	電話番号及びメールアドレス	対 象 小学校
根尾 留守家庭教室	根尾神所268番地1 (根尾学園 内)	080-2006-6556 neo-rusu6556@docomo.ne.jp	根尾学園前期課程
外山 留守家庭教室	神海1328番地3 (外山小学校 内)	090-5455-6831 toyama-6831@docomo.ne.jp	外山小学校
本巣 留守家庭教室	文殊179番地 (本巣小学校 内)	090-2578-7190 m-rusukatei7190@docomo.ne.jp	本巣小学校
席田 留守家庭教室	郡府37番地 (席田小学校 内)	090-5034-5799 mushiroda37@docomo.ne.jp	席田小学校
土貴野 留守家庭教室	七五三658番地 (土貴野小学校 内)	090-7912-6639 happy698@docomo.ne.jp	土貴野小学校
一色 留守家庭教室	見延16番地 (一色小学校 内)	090-1418-7383 ishiki-rusu16@docomo.ne.jp	一色小学校
真桑 留守家庭教室	下真桑223番地1 (真桑小学校 内)	090-8860-0365 wakuwaku1590@docomo.ne.jp	真桑小学校
弾正 留守家庭教室	政田2100番地 (弾正小学校 内)	090-2133-1397 danjoyou1217@docomo.ne.jp	弾正小学校

※利用児童数によっては留守家庭教室を設置できない場合があります。

3. 留守家庭教室を利用できる児童

本巣市内の小学校に就学している1年生から6年生で、保護者等が下記①から⑥の理由で月15日以上かつ3ヶ月以上にわたり家庭での保護を受けられない児童

①	就労	保護者等が、仕事（児童の授業終了後から18時までの時間に労働）をしており、児童を保護できない場合。 農業に従事している場合、父親は田畑で合計30アール（3,000㎡）以上、その他の者は田畑合計15アール（1,500㎡）以上の耕作面積であること。
②	母親等の出産	母親等が出産間近又は出産直後である場合。（利用期間は、原則出産予定日の6週間前から出産後8週間を迎える月末までとなります。）
③	病気	保護者等が、病気等により療養中であり、児童を保護できない場合。
④	病人の看護等	保護者等が、その家庭に看護や介護を要する家族がいるため、児童を保護できない場合。
⑤	就業訓練中 ※求職活動では ありません。	保護者等が就労の準備のため修業（労働と同様に、1ヶ月15日以上かつ3ヶ月以上、児童の授業終了後から18時までの時間に修業）しており、児童を保護できない場合。（※就業訓練中のみの利用となります。）
⑥	その他	保護者等にかかる特別な事情により、利用が必要と認められる場合。

※ なお、3ヶ月以上継続して、月15日以上留守家庭教室のご利用がない場合は、**状況証明書の再提出等により、保護者の方の実態を確認させていただくことがあります。**

4. 利用ができない児童

①	利用日数が月15日未満となることが見込まれる児童
②	児童の保護者等が求職活動中である家庭の児童
③	児童の保護者等が育児休業期間中である家庭の児童
④	病気若しくは病弱である児童又は医師の観察を必要とする児童
⑤	学校保健安全法施行規則に規定される感染症に罹患している児童
⑥	他の児童及び指導員に対する暴力・迷惑行為のある児童、留守家庭教室の決まりが守れない児童
⑦	特別な事情がないにもかかわらず、利用料を滞納している家庭の児童
⑧	生活指導上の支障があると認められる児童
⑨	保護者等が別に定める本県市留守家庭教室事業利用規則を遵守しないため、留守家庭教室の秩序が保てないと認められる家庭の児童
⑩	その他市長が利用できないと認める児童

※上記条件に該当した場合には入所途中においても退所いただくことがあります。

5. 申込み

令和8年度4月1日入室の申込からオンライン申請または紙申請による申込みができます。

(1) 必要書類

オンライン申請の場合

- ① 右のオンライン申請用コードより、児童一人ごとに必要な事項を入力し申請してください。
- ② 就労証明書もしくは保育の実施申立書のアップロード
(同一世帯及び同一敷地内・同地番に住民登録をしている15歳以上65歳未満の方)
- ③ 保育の実施申立書の添付書類のアップロード
 - ア) 母親の出産・・・出産前については、母子健康手帳(表紙と予定日の記載ページ)の写し
出産後については、母子健康手帳(出産証明書の記載ページ)の写し
 - イ) 病気等・・・医師の診断書(加療見込み期間が記載され、児童保護不可とわかるもの)
または身体障害者手帳等の写し(児童保護不可とわかるもの)
 - ウ) 看護等・・・医師の診断書(加療見込み期間が記載され、要看護人とわかるもの)
または被看護者の身体障害者手帳等の写し(要看護人とわかるもの)
 - エ) 就業訓練・・・通学する講座等の申込書の写し、受講日時がわかるものの写し。
 - オ) 学生・・・高等学校、大学、専門学校等に在籍する方は、学生証の写しを添付することにより、学校の証明に代えることができます。中学生は必要ありません。
 - カ) その他・・・児童を保護できない状況を証明するもの。



※ PDFやスマートフォンで写真をとりアップロードしてください。画像不鮮明の場合は原本を提出していただきます。

※ きょうだいで同時に利用申込される場合には、「② 就労証明書もしくは保育の実施申立書、③保育の実施申立書の添付書類」はそれぞれアップロードしてください。

紙申請の場合

- ① 留守家庭教室利用申込書 (利用申込みされる児童1人ごと)
 - ② 就労証明書もしくは保育の実施申立書
(同一世帯及び同一敷地内・同地番に住民登録をしている15歳以上65歳未満の方)
 - ③ 保育の実施申立書の添付書類 (就労以外の理由で利用される場合)
- ※ ②と③はオンライン申請と同様のものを用意してください
- ※ きょうだいで同時に利用申込書を提出される場合には、「① 利用申込書」は児童ごとに必要となりますが、「② 就労証明書もしくは保育の実施申立書」「③ 添付書類」はそれぞれ1通のみの提出で構いません。

(2) 申込受付期間

①通常利用希望

令和7年11月4日(火) から 令和7年11月28日(金) まで

※オンライン申請の場合は11月4日午前9時より申請でき、上記期間の土日祝も受付可能です。

②夏季休業日のみ利用希望

令和8年 5月1日(金) から 令和8年 5月29日(金) まで

※ 夏季休業日のみ申込み用のオンライン申請用コードは令和8年4月下旬にご案内します。

※ 申込多数の場合には利用決定をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、期間後も紙申請のみ受け付けますが、期間内に申し込まれた方や低学年を優先して利用決定します。

※ 利用者数が定員数に達していない場合は、年度途中からでも利用できます。年度途中からの申込は 利用開始希望日が属する月の前月1日から希望日の2週間前まで をお願いします。

例えば、利用開始希望日が6月20日の場合、申込受付期間は5月1日～6月6日となります。

※ 利用者数が定員数に達している場合には、申込後に利用決定をお待ちいただきます。

(3) 提出先等

① 教育委員会 幼児教育課 (本巣市早野255番地 本巣市役所 2階)

電話 058-323-7753

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

② 各留守家庭教室

※ 受取時間は、各教室の開室時間内(午後2時から午後6時まで、土・日・祝日を除く)

※ 各教室では書類の審査を行いませんので、不備がないようご注意ください。

(4) 注意事項

① 令和8年度の利用申込数が各留守家庭教室の定員を超えた場合は、低学年や保護できない状況の緊急性の高い児童から、順次利用を決定します。

② 申込書や添付書類に不備がある場合は、利用できないことがあります。

③ 利用申込書等に記載された内容について、市役所職員が調査することがありますので、ご承知おきください。また、利用申込書及び状況証明書の内容が事実と異なることを確認した場合、利用できないことがあります。

④ 1ヶ月15日以上かつ3ヶ月以上継続して、家庭での保護を受けられない児童が利用できます。あらかじめ1ヶ月の利用が15日を下回るが見込まれる場合、利用申込みができません。

6. 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。ただし、次の日は除きます。

① 土・日曜日

③ 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)

② 国民の祝日

④ その他特別の理由があるとき

※新1年生も4月1日から利用できます。

7. 開設時間

① 平日は、授業終了後から午後6時まで

平日延長利用は、午後6時から午後6時30分まで

(学校行事により午前授業の日なども、授業終了後から)

② 長期休業日・振替休業日は、午前8時から午後6時まで

長期休業日・振替休業日延長利用は、午前7時30分から午前8時まで
午後6時から午後6時30分

※ 開設時間内での送迎を厳守してください。お時間を守っていただけない場合は、ご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

8. 月額利用料 ※令和7年度の利用料。令和8年度より物価高騰等により改定する場合があります。

利用形態	利用期間	利用料
通常利用	令和8年4月から令和9年3月	4,000円(8月以外) 9,000円(8月)
夏季休業日のみ利用	7月、8月のうち夏季休業日期間	15,000円
夏季休業日のみ休室	7月、8月のうち夏季休業日期間以外	3,000円

※ 月の途中において利用を開始した場合、月の途中において利用を辞退(終了)した場合には、当該月分の利用料の全額を納付していただきます。ただし、夏季休業日のみの利用等は上記のとおりです。また、利用を辞退(終了)されず1ヶ月の全日を利用しない場合であっても、当該月分の利用料の全額を納付していただきます。

※ 利用辞退(終了)を希望されるときは、必ず事前に「留守家庭教室利用辞退届」をご利用の留守家庭教室へ提出し、職員の確認を受けてください。(用紙は各教室にもあります。)

※ 納期限は、毎月末日です。(※当月分をその月の末日までに納付していただきます。)
ただし、12月分については、12月25日となります。また、納期限が金融機関休業日となる場合は、翌営業日となります。

9. 延長利用料(月額) ※令和7年度の利用料。令和8年度より物価高騰等により改定する場合があります。

利用日	延長時間	月額利用料
平日	午後6時から午後6時30分	1,500円
長期休業日・振替休業日	午前7時30分から午前8時	1,500円
	午後6時から午後6時30分	1,500円

10. 延長利用の申し込み

開設時間の延長を申し込まれる方は利用決定通知受領後、「延長利用登録申請書」を幼児教育課へ提出してください。

11. 利用料の納付方法

放課後児童施設利用料の納付は、口座振替をご利用ください。利用決定後、口座振替依頼書をご利用の金融機関へすみやかに提出してください。

※ 放課後児童施設利用料 取扱金融機関

- 三菱UFJ銀行
- 大垣共立銀行
- 十六銀行
- 岐阜信用金庫
- 大垣西濃信用金庫
- 岐阜商工信用組合
- ぎふ農業協同組合
- ゆうちょ銀行

※ 口座振替の手続きがお済みでないなどの理由で、やむを得ず納付書により利用料を納付する場合は、納期限を厳守してください。利用料を滞納されますと、留守家庭教室のご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

12. 利用料の減額・免除

次のいずれかに該当する場合は、利用料の減額・免除が認められます。利用決定通知書を受け取られた方で、次のいずれかに該当する場合は「放課後児童施設利用料減額・免除申請書」を幼児教育課まで提出してください。

減額・免除が認められる理由	減額・免除額
① 児童及びその兄弟姉妹が留守家庭教室を利用している場合	2人目からの児童に係る利用料の2分の1を減額
② 父又は母のいずれか及びその子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)のみにより構成される世帯(※同一敷地内に親族が居住されている場合を除く)	当該児童に係る利用料の2分の1を減額
③ 生活保護法による保護を受けている世帯	利用料の全額を免除
④ その他市長が特別の理由があると認める世帯	市長が適当と認める額を減額

13. 「スポーツ安全保険」について

団体で「スポーツ安全保険」に加入します。留守家庭教室の児童が、留守家庭教室の活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により怪我を被った場合に保険金をお支払いする制度です。

14. その他

開設時間や利用料等は令和7年11月時点の予定であり、変更になる場合があります。

15. お問い合わせ

教育委員会 幼児教育課 本巣市早野255番地 本巣市役所 2階
電話 058-323-7753（直通）
058-323-1155（代表）
メール jidou@city.motosu.lg.jp